

一般社団法人京都知恵産業創造の森コンプライアンス推進基本方針

令和3年3月18日

一般社団法人京都知恵産業創造の森（以下「本法人」という。）は、コンプライアンスの遵守を組織の存続に欠かせない重要事項として位置づけ、「コンプライアンス推進基本方針」を以下のとおり定め、役職員に周知し、徹底を図ります。

1. 基本姿勢

本法人は、知恵の交流と融合により新たな価値の創造を図るとともに、産業施策を戦略的に推進し、京都経済の発展と活性化に向け、関係機関との協調・連携に努めるとともに、事業及び遂行する業務に関する法令、定款及び当コンプライアンス推進基本方針を遵守します。

2. 行動指針

- (1) 事業活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守するとともに、法令違反等の行為に対しては、隠蔽を禁止し、適切な措置を講じます。
- (2) 役職員一人ひとりの基本的人権を尊重し、公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境の実現を目指し、ハラスメント行為を禁止するとともに、ハラスメント行為防止のための啓発を行います。
- (3) 政治、行政ほか取引先等との健全かつ透明性の高い関係を構築し、そのため、金品の受領、利益又は便宜を受けるような疑惑を招く行為を禁止するとともに、防止のための啓発を行います。
- (4) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (5) 個々のプライバシーを尊重し、かつ侵害することのないように、細心の注意を払うとともに、携わる事業における守秘の重要性を自覚し、守秘すべき情報は外部に漏れることのないように厳重に管理します。
また、情報や情報処理機器の利用に当たり、情報セキュリティの重要性についての認識を高め、その確保と水準の向上に努めます。
- (6) 誠実かつ公平、公正な事業活動に努め、適時適切に本法人の情報を開示します。
- (7) 本基本方針を尊重して事業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

3. コンプライアンス推進体制

別途、定める規程に基づき、コンプライアンスの推進を図り、公平かつ公正な業務の遂行を確保するため、コンプライアンス統括管理責任者及び法令違反等に対応した通報窓口を設置します。